

経済要録

国内

◆復興支援貸出の延長について

日本銀行は、7月5日、復興支援貸出の延長について発表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行では、昨年7月に実行した復興支援貸出について、被災地の金融機関の活動状況を踏まえ、下記の通り原則1年間に限り延長することとした。

日本銀行としては、今回の措置が、引続き被災地における円滑な金融を通じて復興の着実な進展に資することを期待している。

記

- ・対象金融機関：被災地域（注）に営業店を有する金融機関のうち希望する先
- ・貸出額：昨年と同様に、総額は5,000億円以内とし、この下で個々の金融機関に対する貸出の目処額を被災地域における店舗数や融資シェアなどを勘案し設定することとするが、実際の貸出額についてはその範囲内で金融機関の希望状況を踏まえ決定
- ・貸出期間：本年7月12日より原則1年間
- ・金利：公定歩合を適用

（注）激甚災害法に基づき、特別の財政援助等の対象として建設省告示により指定された9市5町（大阪府豊中市ならびに兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市ならびに津名郡津名町、北淡町、一宮町、五色町および東浦町）

◆財政制度審議会、「財政構造改革に向けての中間報告」等を発表

財政制度審議会は、7月10日、「財政構造改革に向けての中間報告」を発表した。同報告書では、財政構造改革の必要性、財政健全化に取り組むに当たっての目標および手法、ならびに財政の関与すべき分野や守備範囲の見直しについて、取りまとめている。また、同報告書の発表と同時に、わが国財政の現状、財政赤字の問題点のほか、個別の歳出項目ごとの現状や問題点を整理した「財政構造改革を考える—明るい未来を子どもたちに—」（財政構造改革白書）を発表した。

◆預金保険機構に対する資金拠出について

日本銀行は、7月22日、預金保険機構に対する資金拠出の実行について発表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行は、預金保険機構からの要請を受け、同機構に対し、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」第25条第1項に基づく資金拠出を、下記のとおり実行することとした。

記

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 拠出金額 | 1,000億円 |
| 2. 実行日 | 平成8年7月26日 |

◆平成9年度一般会計予算の概算要求基準について

政府は、7月30日、平成9年度一般会計歳出の概算要求基準を閣議了解した。

今次概算要求基準は、前年度当初予算比+3.4%（8年度同+4.2%）に設定された（一般歳出総額は44.6兆円程度）。内訳をみると、「投資的経費」について、7、8年度に続いて設置された「公共投資重点化枠」（5,000億円<8年度比+2,000億円>）を含め、5年度以来4年ぶりに前年度当初予算比伸び率を0%とした。また、「経常的経費」については、前年度当初予算比△12.5%（8年度同△10%）を原則とし、うち一般行政経費は同△15%、これまで経費削減対象の例外であった人件費を同△0.8%、利子補給等を同△5%の削減率とした。このほか、「経済構造改革特別措置」の新設（3,000億円）、消費税率改定（9/4月実施）に伴う国庫の負担増（3,000億円）等が計上された。

概算要求基準の概要は右表のとおり。

平成9年度概算要求基準

(単位 億円)

区 分	9年度要求基準額	8年度要求基準額
1. 経常的経費の減額	△ 7,300	△ 4,500
(1) 原則削減額	△ 5,900	△ 4,500
(2) 利子補給等削減額	△ 500	—
(3) 人件費削減額	△ 900	—
2. 投資的経費の増額	0	4,800
うち公共投資重点化枠	5,000	3,000
3. 経済構造改革特別措置 経済発展基盤・学術研究 臨時特別加算	3,000	—
	—	1,400
4. 例外事項増加額	13,900	16,600
(1) 人件費	3,700	3,800
(2) 年金成熟化	6,100	8,400
(3) 政府開発援助	200	800
(4) 石油税財源の特会繰入	300	400
(5) 国際条約の歳出化	3,600	3,200
5. 原則要求基準額(1+2+3+4)	9,600	18,300
6. 特殊要因加減算額	5,200	△ 400
7. 要求基準額(5+6)	14,800	17,900

(注) 以上のほか、「社会資本整備特別措置法」による事業に係る要求については、昨年同様、13,000億円とし、その内訳は、公共事業12,300億円、民活事業700億円とする。

◆平成7年度一般会計決算について

大蔵省は、7月31日、平成7年度一般会計決算を発表した。

同決算では、税収が補正後予算額を1兆2,497億円上回ったことに加え、歳出不用額を5,147億円計上したこと等から、決算剰余金（財政法第6条の純剰余金）6,173億円が発生した。

平成7年度一般会計決算概要

(単位 億円)

歳 入		歳 出	
税 収	12,497	歳出不用	△ 5,147
税外収入	△ 575		
国 債	△ 7,849		
計	4,072	計	△ 5,147

歳入剰余合計	(A)	9,220
特定財源等要精算額	(B)	3,046
決算剰余金	(A) - (B) =	6,173

◆現行金利一覽 (8年8月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ^() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.3	8.6.12 (3.6)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.40	8.6.12 (3.60)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.40	8.6.12 (3.60)
・住宅金融公庫	3.35	8.4.8 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	3.30	8.3.15 (3.05)
(期間5年～7年)	3.35	8.3.15 (3.10)
(期間7年以上)	3.40	8.3.15 (3.15)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (8年8月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)		<8月債>	<7月債>
	応募者利回り (%)	<u>3.305</u>	3.262
	表面利率 (%)	<u>3.3</u>	3.2
割引国債 (5年)		<7月債>	<5月債>
	応募者利回り (%)	2.358	2.358
	同税引後 (%)	1.908	1.908
	発行価格 (円)	89.00	89.00
政府短期証券 (60日)		(9月13日発行分～)	(7月31日発行分～)
	応募者利回り (%)	0.374	0.625
	割引率 (%)	0.375	0.625
	発行価格 (円)	99.9384	99.8973
政府保証債 (10年)		<8月債>	<7月債>
	応募者利回り (%)	<u>3.400</u>	3.333
	表面利率 (%)	<u>3.4</u>	3.3
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	99.75
公募地方債 (10年)		<8月債>	<7月債>
	応募者利回り (%)	<u>3.413</u>	3.346
	表面利率 (%)	<u>3.4</u>	3.3
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	99.65
利付金融債 (3年物)		<8月債>	<7月債>
	応募者利回り (%)	<u>1.700</u>	1.900
	表面利率 (%)	<u>1.7</u>	1.9
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)		<8月債>	<7月債>
	応募者利回り (%)	2.400	2.400
	表面利率 (%)	2.4	2.4
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債		<8月後半債>	<8月前半債>
	応募者利回り (%)	0.654	0.704
	同税引後 (%)	0.542	0.583
	割引率 (%)	0.64	0.69
	発行価格 (円)	99.35	99.30

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会(FRB)、 経済見通しおよび金融政策 運営等に関して議会証言

グリーンズパンFRB議長は、7月、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する報告書（半期ごと）を議会に提出し、上院および下院銀行委員会（各18日、23日）において証言を行った。概要は以下のとおり。

1. 景気・物価動向（図表1）

1996年前半の景気は、1995年後半から1996年初の良好な金融環境を背景に、当初予想を上回るペースで拡大した。今後は、①年初からの中・長期金利の上昇や、②ドル高などを背景に、需要拡大の減速が見込まれ、成長率は持続可能なペースに復すると予想される。しかし、景気鈍化の時期や程度は、①金利上昇の影響がまだまだ顕現化していないこと、②良好な金融環境、③海外景気の持ち直し、④企業の在庫積み増しに伴う生産の伸びの高まりを背景に、現在のところ不透明である。

（図表1） 主要経済見通しの推移

（前年第4四半期対比、失業率は第4四半期平均、単位 %）

	1995年	96年		97年
	(実績)	95年7月→96年2月	96年2月→96年7月	96年7月
実質GDP	1.3	—	2.0 ~ 2.25	2.5 ~ 2.75
CPI総合	2.7	2.875~3.25	2.75~3.0	3.0 ~ 3.25
失業率	5.5	5.75 ~ 6.125	5.5 ~ 5.75	約5.5

（注）1. 実質GDPは連鎖ウェイト方式（1992年ベンチマーク）。
2. CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

一方、物価面では、資源（資本ストック、労働力）の高い稼動にもかかわらず、引き続き安定している。しかし、先行きは賃金上昇圧力が高まる可能性がある。

2. 金融政策運営

FRBは、インフレ圧力の兆しがないかと特に注意深く見守ってきたが、先行きについては、上記のような実体経済動向のもとで、政策対応はいつになく難しい。

FRBは、1994年2月以降の引き締め政策および直近の緩和政策にみられるように、景気の現状のみならず先行きの見通しも踏まえた政策運営を行ってきた。今後も、FOMC（連邦公開市場委員会）は、インフレ圧力が高まると考えるに十分な証拠があれば、引き締めの金融政策への転換を図る、と確信している。

この間、マネーサプライの見通し（図表2）については、M₂、M₃、国内非金融部門負債残高のいずれとも前回証言時（2月）のレンジを据え置くこととした。また、1997年の暫定見通しも同一のレンジとする。

（図表2）マネーサプライのレンジの推移

（前年第4四半期対比、単位 %）

	1995年	96年		97年
	(実績)	95年7月→96年2月	96年2月→96年7月	96年7月
M ₂	4.0	1.0~5.0	1.0~5.0	1.0~5.0
M ₃	5.9	2.0~6.0	2.0~6.0	2.0~6.0
国内非金融部門 負債残高(モナリグレンジ)	5.6	3.0~7.0	3.0~7.0	3.0~7.0

◆米国財政見通しの改訂 (Mid-session Review)

米国の行政予算管理局 (Office of Management and Budget<以下、OMB>) は、7月16日、1996~2002年度の財政収支に関する改訂見通しを公表した。今回の改訂見通しを予算教書 (本年3月公表) と比較すると、①1996年度の財政赤字が大幅に縮小する見込みとなったこと、②1997年度以降についても財政赤字の縮小テンポが一層速まり、2001年度に大幅な黒字に転化していること (図表1) が特徴点となっている。なお、こうした財政収支見通しの前提となる政府経済見通しも改訂されている (図

表2)。

1996年度の財政赤字は、前年比約3割減の大幅縮小となり、名目GDP比率で見ると1.6%と1974年度 (0.4%) 以来22年ぶりの低い水準を達成することが見込まれている。この背景は、①歳入面で税収が好調であること、②歳出面で裁量的支出が引き続き抑制されていることが指摘されている。

一方、中期的な財政収支見通しについては、OMB自身の経済見通しを前提とすると、2001年度には、258億ドルの黒字 (GDP比率0.3%) 転化を実現している。

(図表1) 財政赤字見通し：予算教書 (1996年3月) との比較

年 度	(単位 億ドル、%)							
	1996年	97年	98年	99年	2000年	1年	2年	97~2年
財政赤字・今次改訂見通し	1,168	1,257	941	549	113	△ 258	△ 609	1,993
(参考) 対GDP比率	<1.6>	<1.6>	<1.1>	<0.6>	<0.1>	<△0.3>	<△0.6>	
財政赤字・予算教書	1,456	1,401	980	644	275	△ 83	△ 439	2,778
変 更 額	△288	△144	△ 39	△ 95	△162	△175	△170	△785

(注) 収支のマイナスは黒字。

(図表2) 政府経済見通しの概要

	(単位 %)								
	1996年	97年	98年	99年	2000年	1年	2年		
名目GDP成長率	5.0 (5.1)	5.1	→						
実質GDP成長率 (連鎖ウェイト方式)	2.6 (2.2)	2.3 (2.3)	→						
CPI伸び率	3.2 (3.1)	2.8 (2.9)	(2.8)	→					
失業率	5.6 (5.7)	5.7	→						
TB3か月利回り	4.9 (4.9)	4.5 (4.5)	4.3 (4.3)	4.2 (4.2)	4.0 (4.0)	→			
国債10年利回り	6.2 (5.6)	5.6 (5.3)	5.2 (5.0)	5.0	→				

(注) 上段は今次7月のOMB改訂見通し、下段 () 内は予算教書見通し。

◆フランス銀行、ベルギー国立銀行、政策金利を引き下げ

フランス銀行、ベルギー国立銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(()内は実施日)。

- ・フランス銀行 (8月1日)(8月22日)
5~10日物現先オペ金利 4.90 → 4.75%
市場介入金利 3.55 → → → 3.35%
- ・ベルギー国立銀行 (8月23日)
中心金利 3.20 → 3.00%
限度内貸出金利 4.45 → 4.25%

◆フランス、金融活動の近代化に関する法律が成立

フランスでは、7月2日、欧州投資サービス指令 (European Directive on Investment Services<以下、D I S>、1993年5月採択) に対応する国内法として「金融活動の近代化に関する1996年7月2日法96-597」が成立した(発効は7月4日)。

従来は、ユニバーサル・バンク制度に基づく「銀行」と、限定的な業務について免許を受けているその他の「金融機関」、またその一部の特殊形態として「証券会社」、「インターバンク・ディーラー」等が存在し、金融商品別に市場が分断されていた。しかし、今回のD I Sに対応する国内法の制定によって、既存の金融機関は、業務の性質に応じて、①金融機関、②投資サービス業者の2業態に分類されることになった。したがって、既存の「証券会社」は、1998年初までに、「金融機関」か「投資サービス業者」かに、また「インターバンク・ディーラー」は1997年初までに「金融機関」に転換することになる。

◆韓国、国内銀行の在外支店開設規則の緩和を公表

韓国銀行監督院は、7月18日、国内銀行による在外支店開設に関する規則の緩和を発表した。在外支店の開設を希望する国内銀行は、これまで財政経済院長官と銀行監督院院長の両方に申請しなければならなかったが、7月18日からは、銀行監督院院長のみに申請し、政府認可を得ればよいこととなった。また、毎年1~9月に限定されていた申請期間も、1年を通じて申請できることとなった。

ただし、①国内銀行が支店開設を希望する国の金融当局が、韓国政府に対して支店開設を制限させることを要請した場合や、②国内銀行が既存の在外支店網で問題に直面している場合等の特別な状況下においては、当該銀行の在外支店開設は制限される。

◆韓国政府、外国人個人投資家の株式保有比率上限を引き上げ

韓国政府(財政経済院)は、8月2日、上場企業における外国人個人投資家の株式保有上限を現行の4%(本年下半年からは5%)から2000年までに10%に引き上げることを発表した。

◆台湾中央銀行、政策金利を引き下げ

台湾中央銀行は、8月9日、担保貸出金利(5.625%→5.375%)、再割引金利(5.25%→5%)の引き下げを実施した。なお、今回の引き下げは5月24日以来、約2か月ぶり。

◆シンガポール政府、実質GDP成長率見通しを下方修正

シンガポール政府は、8月8日、最近の輸出の伸び鈍化を背景に、1996年の実質GDP成長率（前年比）見通しを本年5月時点の+7.5～8.5%から+7.0～8.0%に下方修正した。

◆タイ中央銀行、1996年経済見通しを修正

タイ中央銀行は、7月25日、1996年の経済成長率等に関する修正見通しを発表した（当初見通しは1995年12月発表）。このところの輸出鈍化を背景に、実質GDP成長率（前年比）見通しを下方修正した（+8.3%→+7.8%）ほか、

経常収支についても下方修正した（対名目GDP比 $\Delta 6.5\% \rightarrow \Delta 7.8\%$ ）。また、物価についても、洪水の影響に伴う食料品価格等の上昇から、当初見通しを上方修正した（CPI前年比 $+4.9\% \rightarrow +5.5\%$ ）。

◆オーストラリア準備銀行、政策金利を引き下げ

オーストラリア準備銀行は、7月31日、インフレ見通しが好転する中、オフィシャル・キャッシュレートの（公定歩合に相当）を0.5%引き下げた（7.5%→7.0%）。なお、オフィシャル・キャッシュレートの変更は、1994年12月（6.5%→7.5%）以来、約1年半ぶり。